

様式第 4 号

平成 26 年度 第 3 回  
桐生市公共工事等入札監視委員会審議概要

開催期日	平成 27 年 1 月 28 日(水)
開催場所	市役所 6 階 603 会議室
出席委員	委員長 白田 佳充 (弁護士) 委員 若井 明彦 (大学教授)
市側出席者	総務部長、契約検査課長、市民生活部長、都市整備部長、水道局長 他約 20 名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である大島委員長代理が欠席のため、省略することとなった。なお、抽出は以下のとおり行われた。 (抽出結果) (1) 平成 26 年度上半期に発注した工事 170 件、測量・コンサルタント等の委託 23 件の中から 8 件を抽出し、審議の優先順位を付した。</li><li>前回検討事項の報告 平成 26 年度第 1 回の審議において、随意契約の限度額内の後退用地整備工事のうち、1 者随契とすることができる場合の要件を内規で定めるべきであるとの指摘があったため、建築指導課長が内規を制定した旨の説明をし、審議了承を得た。</li><li>抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。</li><li>次回の委員会の抽出委員について 白田委員長が抽出することとなった。</li><li>その他 (1) 次回会議は、平成 27 年 5 月 27 日(水)午後 1 時 30 分から開催することとなった。</li></ol>

委員	事務局
<p>1. 随意契約（1者随契）</p> <p>桐生市清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良工事</p> <p>清掃施設工事&lt;担当 清掃センター&gt;</p> <p>&lt;工事概要&gt;</p> <p>ごみクレーン改良…2基、燃焼装置改良…3基、油圧装置改良…1式、廃熱ボイラ改良…3基、蒸気復水器改良…1式、蒸気タービン改良…1基、灰クレーン改良…1基、飛灰設備改良…1式、運転制御システム更新…1式、その他…1式</p> <p>○随意契約にする規定上の流れを教えてください。</p> <p>○6社に見積設計図書の提出を求めたということだが、その6社を指名したわけではないのか。</p> <p>○規定上1者でもよいのか。</p> <p>○予定価格と比べ、価格が約1,000万円下がっているが、どのような形で価格を下げるのか。</p> <p>○競争でない場合には、何割か値引きさせるというような努力は、制度上難しいのか。</p>	<p>●予算要求時に参考見積を徴したところ、特殊な工事内容であり、他社では対応できないため、1者のみとしました。</p> <p>●指名できるのがこの業者しかいないため、1者としました。</p> <p>●指名選考委員会での審議により、1者でもやむを得ないものと決定しました。</p> <p>●事前に担当課で参考見積を取り、精査した上で積算し、予定価格を決定しています。公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定により、部切りは行っていません。予定価格は事後公表としているため、見積時点では業者には分からないようになっています。その価格よりも低い額で見積書が提出されたので、採用としました。</p> <p>●参考見積を精査する中で、価格が下がるよう努力しています。業者から提出された見積</p>

<p>○難しい事例ではあるが、大きな金額の工事であり、業者の言いなりにならないよう、発注者の積算能力が問われる。VEのように、節約することで業者の利益になるような工夫ができないかという印象はある。</p> <p>○1社以外、見積設計図書の提出ができなかった理由として、性能保証ができないということが挙がっている。既にある躯体の一部を更新する場合、一般にこれまでの条件が分かっている業者が施工するのが効率的である。ただ、落札率が高く、1者しか応札できなかったという結果を見ると、業者の言いなりにないかという懸念が残る。もっと金額の小さい工事では、相見積を取ることも多いので、他の業者が応札できるよう、性能保証のために必要な情報を十分提示できたかが問われる。</p> <p>○金額の大きな工事であるので、少しの努力でも重要である。既存の業者が有利になるのは分かるが、最初の工事以外、入札をしても無意味になることがないように、よく検討する必要がある。</p> <p>○積算を外部委託することもあるが、個々の積算単価を業者に照会することはあるにせよ、市の職員が全体を精査しておくことで安心できる。</p> <p>2. 指名競争入札</p>	<p>書は、適正な積算に基づいていると考えています。競争であれば更に価格が下がるかもしれませんが、この工事では1者とせざるを得ませんでした。</p>
---	--

粗大ごみ受入コンベヤ修繕

機械器具設置工事<担当 清掃センター>

<工事概要>

粗大ごみ受入コンベヤのエプロンパンー式、コンベヤチェーンー式、コンベヤレールー式の交換を行う。

○3社が最低制限価格で応札したとなると、最低制限価格をもっと下げられるのではな  
いか。

○最低制限価格の算定根拠となる予定価格  
の積算は妥当か。

○3社が最低制限価格で応札しているので、  
もっと安くしたいという業者の姿勢が見え  
る。どこに問題があるか、よく勉強して今後  
の参考にしてほしい。

○この3社は積算する上でどこを圧縮した  
のか、実態を検証していくと今後の参考にな  
るだろう。

3. 条件付き一般競争入札（総合評価落札方  
式）

道路改良工事

土木工事<担当 土木課>

<工事概要>

本箇所につきましては、桐生市川内町とみ  
どり市大間々町へ通じる地域間連絡道路と  
して、安全で安心な道路空間を確保するた  
め、継続事業として道路改良工事を施工する  
ものです。

●最低制限価格は、公契連モデルで予定価格  
の70%を下限としているため、本市ではこれ  
を最低制限価格としています。

●標準歩掛を使って設計をしますが、特殊部  
品はプラントメーカーの見積を取る必要が  
あります。価格の妥当性は難しい判断とな  
りますが、適正な価格を把握して設計でき  
るよう努めたいと考えています。

●しっかり検証していきたいと考えていま  
す。

<p>施工延長 L=175.0m          法面吹付工 A=1977.3m<sup>2</sup>          植生工 A=1024.7m<sup>2</sup>          ※L=延長、A=面積</p> <p>○総合評価の地域貢献とはどのようなものか。</p> <p>○ISO 認証取得は 9000 シリーズと 14000 シリーズ取得により 2 段階で評価するのか。</p> <p>○企業関係評価項目と技術者関係評価項目の両方に工事成績評定の項目がある。企業の実績による工事成績評定とは別に、技術者個人を評価するのか。</p> <p>4. 指名競争入札          桐生球場 ナイター照明設置工事          建築・電気工事&lt;担当 建築住宅課&gt;          &lt;工事概要&gt;</p> <p>1. ナイター照明設備工事          (LED 投光器(1.5kW 相当) 324 台、照明鉄塔 6 基)</p> <p>2. 既存電気設備改修工事          (管理棟電気室改修 1 式、球場電気室改修 1 式)</p> <p>○企業体名の中に同じ業者名が 2 つ見えるが、1 つの業者が複数の企業体に参加できるのか。</p> <p>5. 指名競争入札          桐生市立新里東小学校他 1 校洋便化改修建</p>	<p>●桐生市建設工事総合評価落札方式試行要領に規定しておりますが、災害時の応急対策等、国や自治体が管理する社会資本の維持管理に関し緊急な出動の有無により評価するもので、除雪等が該当します。</p> <p>●そのとおりです。</p> <p>●はい、今回の工事で主任技術者となる人の工事成績評定による評価です。</p> <p>●同じ業者名ですが、片方は建設会社、もう片方は電気会社であり、この 2 社は別の業者です。</p>
---	---

築主体工事

建築工事<担当 建築住宅課>

<工事概要>

新里東小学校

トイレ洋便化改修工事

児童用トイレ9箇所

職員用トイレ1箇所

屋内運動場トイレ1箇所

新里北小学校

トイレ洋便化改修工事

児童用トイレ5箇所

職員用トイレ1箇所

屋内運動場トイレ1箇所

○落札した業者は最近できた業者か。

○社名が変わっただけで、過去の実績はあるということか。その2社が実質的に同じ会社であることは、どのように判断するのか。

6. 指名競争入札

桐生市立相生小学校他 1校洋便化改修建築  
主体工事

建築工事<担当 建築住宅課>

<工事概要>

相生小学校

トイレ洋便器化改修工事

児童用トイレ6箇所

桜木小学校

トイレ洋便器化改修工事

児童用トイレ8箇所

職員用トイレ1箇所

屋内運動場トイレ1箇所

●過去には別の社名で営業していました。

●この2社は全く別の会社として扱っており、ランク付けの際の客観点・主観点は、以前の会社の実績を引き継いでいるわけではありません。会社の設立時はCランクで、その後の実績によりBランクとなったものです。

○5番の工事と同じ工種、同じ時期、同じ指名理由で、結果的に同じ業者が落札している。指名業者が3社重複しているのは、対象となる業者の数が限られているからか。全体で何社の中から選定したのか。

○土木工事では、同時期に大きな金額の入札をすると、両方落札しても施工が難しくなることから、片方は辞退することが多い。この工事では問題なかったか。

#### 7. 指名競争入札

流関 下水道管渠築造工事（面整備事業）

土木工事<担当 下水道課>

<工事概要>

φ200mm 管布設工 L=80.0m

マンホール設置工 1箇所

汚水柵設置工 11箇所

付帯工 1式

※ φ=口径、L=延長

○最低制限価格で落札された工事で、落札率が70.00%というのは、約70%の意味なのか。少し下回っているようだが。

○以前は67%であったか。

#### 8. 指名競争入札

流関 下水道管渠築造工事（面整備事業）

土木工事<担当 下水道課>

<工事概要>

φ200mm 管布設工 L=113.0m

マンホール設置工 4箇所

●建築のBランク業者は全部で13社あり、その中から選定しました。新里の業者のみでは指名人数が足りないため、相生等の業者を含めました。

●はい。

●桐生市の契約に関する情報の公表及び入札事務取扱要綱により、最低制限価格は予定価格に70%を乗じ、1万円未満の端数を切捨てて算出しています。

●平成23年度に67%から70%に変更しました。

汚水柵設置工 14箇所

付帯工 1式

※  $\phi$  = 口径、L = 延長

○特になし。